

令和3年度以降の毒物劇物指定候補物質について

以下の両条件に該当する物質について、下表のとおり示す（ただし、毒物劇物部会において審議した物質は除いている。）。

1. GHS分類において、健康に対する有害性が区分1～3
2. 危険物輸送に関する国連勧告において、毒物又は腐食性物質

これら物質は、令和3年度以降に毒物劇物の指定を検討するための候補物質であり、次回以降の毒物劇物部会において審議を予定している。なお、現時点における指定候補物質であり、今後の検討により追加、削除等があり得る。

No.	物質名	CAS No.
1	3-アミノプロパン-1-オール	156-87-6
2	エチルシラントリイル=トリアセタート	17689-77-9
3	2-エチルヘキサノイル=クロリド	760-67-8
4	(9Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン	112-90-3
5	オクタン-1-アミン	111-86-4
6	3-クロロアニリン	108-42-9
7	1-クロロ-2-(2-クロロエトキシ)エタン	111-44-4
8	三塩化鉄(Ⅲ)	7705-08-0
9	三ふつ化アルミニウム	7784-18-1
10	2,4-ジイソシアナトトルエン及び2,6-ジイソシアナトトルエンの混合物	584-84-9及び91-08-7
11	1,3-ジイソシアナト-2-メチルベンゼン	91-08-7
12	ジフェニルアミン	122-39-4
13	ジブチルスタナンジイリウム=ジドデカノアート	77-58-7
14	N-ブチルブタン-1-アミン	111-92-2
15	N,N-ジメチルシクロヘキサンアミン	98-94-2
16	2,4-ジメチルフエノール	105-67-9
17	2,6-ジメチルフエノール	576-26-1
18	3,5-ジメチルフエノール	108-68-9
19	3-スルファニルプロパン酸	107-96-0
20	ドデシルベンゼンスルホン酸	27176-87-0
21	ピペラジン	110-85-0
22	4-(ブタン-2-イル)フェノール	99-71-8
23	2-フリルメタノール	98-00-0

24	2-フルアルデヒド	98-01-1
25	プロパー-2-イン-1-オール	107-19-7
26	プロパー-2-エン-1-イル=2-メチルプロパー-2-エノアート	96-05-9
27	ペンタンジアル	111-30-8
28	メチル=カルボノクロリダート	79-22-1
29	メチルシクロヘキサ-1(2, 3又は4)-エン-1, 2-ジカルボン酸 無水物	11070-44-3

(参考)

1. GHS分類 (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals ; GHS)

化学品の危険有害性に関して、使用者が正確な情報伝達を実現し、より安全な取扱いを求めて自ら必要な措置を実施可能とするための世界共通の分類と表示。

- ・ 毒物及び劇物の指定に当たり日本政府によるGHS分類結果を活用
- ・ 平成18～30年度までに公表している分類結果（日本語版・英語版）：4,258件
（物質数：3,074物質）
- ・ 急性毒性区分1～3、皮膚腐食性/刺激性区分1、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性区分1のいずれかに分類される物質

1) 急性毒性

ばく露経路	急性毒性値 (LD ₅₀ 、LC ₅₀)				
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
経口 (mg/kg)	≤5	≤50	≤300	≤2,000	≤5,000
経皮 (mg/kg)	≤50	≤200	≤1,000	≤2,000	
吸入 (4hr) : ガス (ppm)	≤100	≤500	≤2,500	≤20,000	
吸入 (4hr) : 蒸気 (mg/L)	≤0.5	≤2.0	≤10	≤20	
吸入 (4hr) : 粉塵・ミスト (mg/L)	≤0.05	≤0.5	≤1.0	≤5	
	毒物相当		劇物相当		

2) 刺激性

	区分1	区分2	区分3
皮膚	腐食性 (不可逆的損傷)	刺激性 (可逆的損傷)	軽度刺激性 (可逆的損傷)
眼	区分1	区分2 A	区分2 B
	重篤な損傷 (不可逆的損傷)	刺激性 (可逆的損傷、 21日間で回復)	軽度刺激性 (可逆的損傷、 7日間で回復)
	劇物相当		

2. 国際連合危険物輸送勧告 (United Nations Recommendations on the Transport of Dangerous Goods ; UNRTDG)

技術的進歩、新規物質及び材料の出現により、現代の輸送方法に対応した特に、人、財産及び環境の安全確保を図るための国際連合による勧告。

- ・ 毒物及び劇物の指定に当たり国連危険物輸送勧告を活用
- ・ 国連危険物輸送勧告付属書第3部 危険物リスト 特別規定及び適用除外の第3.2章危険物リスト (第20改訂版(2017)) : 約3,000物質
- ・ クラス6 (毒物及び伝染性病原体等) の区分6.1 (毒物)、クラス8 (腐食性物質) のいずれかに分類される物質

1) 毒物(クラス6 (区分6.1))

容器等級	経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg)	経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg)	吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L)
I (非常に高い毒性危険)	≤5.0	≤50	≤0.2
II (中程度の毒性危険)	>5.0-≤50	>50-≤200	>0.2-≤2.0
III (比較的低い毒性危険)	>50-≤300	>200-≤300	>2.0-≤4.0

2) 腐食性物質(クラス8)

容器等級	
I (極めて高い危険性)	動物の健全な皮膚に3分以下の時間ばく露させた後、60分の観察期間中に接触したその部位に完全な壊死を起こす。
II (中程度の危険性)	動物の健全な皮膚に3分を超え60分以下の時間ばく露させた後、14日の観察期間中に接触したその部位に完全な壊死を生じた。
III (比較的低い危険性)	(i) 動物の健全な皮膚に60分を超え4時間以下の時間ばく露させた後、14日の観察期間中に接触したその部位に完全な壊死を生じた。 (ii) 動物の健全な皮膚に視認できるほどの壊死を生じないことは判定しているが、55℃の試験温度において鋼又はアルミニウムの表面に1年間につき6.25mmを超える割合の腐食を生じる。